令和８年度 宿泊事業者向け省力化推進事業
事　業　者　募　集　要　項　（第２期）

東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局

１．事業目的

インバウンドが増加する等、宿泊に対する高い需要が続いている中、宿泊事業者の人手不足はいまだ深刻な状況が続いています。これまでも人手不足解消に向け人材確保やＤＸ、汎用的な省力化機器等の導入が進められてきていますが、十分な解決には至っていません。

本事業では、先進的・独創的な技術やノウハウに基づき作成され、優れた省力効果を持つ製品化済の機器・システム等（以下、「省力化機器等」といいます。）の情報を宿泊事業者に発信するとともに、宿泊事業者と省力化機器等とのマッチングにより導入をサポートし、現場の課題の解決及び宿泊事業者にとって参考となる省力化事例の創出していくことを目的とした事業です。

２．事業の概要等

（１）事業の概要

- 本事業では、宿泊事業者が抱える課題解決の手段として省力化機器等の導入に意欲的であり、省力化機器等の導入・活用事例の公開や情報発信に協力いただける都内の宿泊事業者を対象に支援を行います。

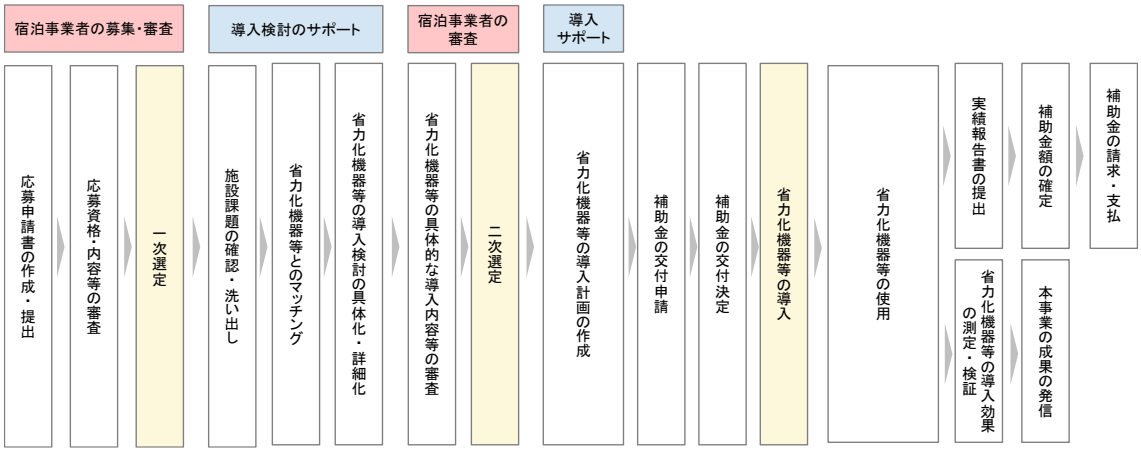

- 本事業では、別紙「宿泊事業者向け省力化機器カタログ」に掲載されている製品・サービスのカテゴリーに該当する個別の製品・サービスの導入を希望する都内の宿泊事業者に、まずは応募申請書を提出いただきます。
- 「宿泊事業者向け省力化機器カタログ」は、先進的・独創的な技術やノウハウに

基づく機器・システム等のうち、優れた省力効果を有するものを掲載しています。なお、優れた省力効果とは、中小企業庁が示す「省力化指数（※）」、その他公的機関等による客観的な指針・ガイドライン等で定められた指標に基づき、高い省力効果が認められることをいいます。

（※）「省力化指数」とは、中小企業庁「中小企業省力化投資補助事業に関する指針」等にて定義される指標であり、[（設備導入により削減される業務に要していた時間）－（設備導入後に発生する業務に要する時間）]÷（設備導入により削減される業務に要していた時間）により算出されます。なお、当該指針では、省力化指数が原則 20%以上であることを省力化製品の要件としていますが、本事業においては、原則として、25%以上を目安としています。

- 応募資格・内容の審査を経て選定（一次選定）された宿泊事業者を対象に、省力化機器等とのマッチング等のサポートを行います。また、導入する省力化機器等の決定後、具体的な導入内容について再度審査、選定（二次選定）を行います。
- 二次選定を経て、省力化機器等の導入に向け選定された宿泊事業者には、東京都が募集する「宿泊事業者向け省力化推進事業補助金」の交付申請を行っていただきます。（別途審査あり）補助対象者として交付決定された場合には、省力化機器等の導入に係る経費が補助されます。（なお、カタログに掲載されている省力化機器等の「製品の価格」が補助対象経費になるとは限りません。）

（２）補助金の概要

①補助限度額

- 800 万円

②補助率

- 補助対象経費の３分の２以内

③採択予定件数

- 10 件程度

④補助対象期間

- 補助金交付決定日から令和９年３月 31 日までの期間に実施を完了した事業

⑤補助対象経費

- 都内宿泊施設内で利用する省力化機器等を導入するために要する以下の費用を補助対象経費とします。

✧ 省力化機器等の購入代金（省力化機器等購入先事業者に対し、通常の購入代金として支払うもの）
✧ 省力化機器等の導入に当たり行われる、機器等の設置に要する費用（機器等の輸送・搬入に要する費用、設置・導入のために要する費用 等）

✧ 省力化機器等の導入に当たり行われる、機器等提供事業者等による事前サポート、導入時運用サポート等に要する費用（導入方法の提案・検討支援、事前研修、初期設定 等）
✧ 省力化機器等の導入時に行う、カスタマイズの範疇にとどまる改良に要する費用
✧ 省力化機器等のサービス利用において必要となる経費
✧ 省力化機器等の導入時に必要な申請・審査に係る経費
✧ その他省力化機器等の導入の実施に必要な経費として、都が認める経費

※宿泊事業者が、施設内で省力化機器等を利用するのに直接必要となるものに限定されます。
※経費の内訳は明確に区分できることが必要です。
※別紙「宿泊事業者向け省力化機器カタログ」に掲載された商品から省力化機器等を選択し、導入計画書に基づくものであることが必要になります。なお、カタログに掲載されている省力化機器等の「製品の価格」が補助対象経費になるとは限りません。
※サブスクリプションの場合には、補助対象期間内に契約を締結し、使用し、支払いを完了（クレジットカード支払いの場合、銀行口座の引き落としが完了）した分に限り、対象となります。
例：補助対象期間が令和８年 11 月１日から令和９年３月 31 日までの場合、月額利用料を翌月に支払う契約では、最長で令和９年２月に使用した分（令和９年３月中に口座引き落としが終了した分）までが対象（令和９年３月使用分は対象外）
※１年間の期間で契約をした場合には、補助対象期間において使用をした分（交付決定日から令和９年３月 31 日まで）が対象となります。

- なお、次の経費は補助対象外とします。

※原則として、「⑤補助対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用は、補助対象外経費となります。

✧ 省力化機器等の導入に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費（未使用の購入原材料等を含む。）
✧ 見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
✧ 申請書に記載されていないものを購入した経費
✧ 交付決定前に発注・施工・導入・購入等を行った工事・設備・備品等に要す

る経費
✧ 契約から支払までの一連の手続が、都が指定する期日までに行われていない経費（クレジットカードによる支払いの場合の銀行口座からの引き落としも含む）
✧ 省力化機器等の導入に要する宿泊施設側の直接人件費
✧ 間接経費（消費税等の租税、振込手数料、光熱費、収入印紙代、送料等）
✧ 消耗品等の事務的経費、商品券等金券類購入費
✧ 他の取引と相殺して支払が行われている経費、他社発行の手形や小切手、スマホ決済等により支払が行われている経費（原則は振込払い。）
✧ 通常業務・取引と混合して支払が行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
✧ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント
✧ ポイントにより支払が行われている経費
✧ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
✧ 中古品の購入経費
✧ リース・レンタル契約に係る経費
✧ 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額・過剰な経費
✧ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ 補助金に関する詳細は、別途東京都よりお知らせいたします。

３．応募資格

（１）対象事業者

応募者は、応募申請書の提出日において、次に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。

- 申請日時点で、東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている民間の宿泊施設を運営していること。
- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に定める中小企業者、または産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第２条に定める中堅企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- 補助事業者者として採択された場合に、補助事業の内容や効果について公表することに同意できること。
- 省力化機器等の導入に向け主体的に検討することができる組織的な実施能力、省

力化機器等の導入に係る資金力を有すること。

- 補助事業者として採択された場合に、補助対象期間内に速やかに省力化機器等を導入し、省力化機器等を施設内で有効に活用する意思があること。
- 省力化機器等の導入後、運営事務局が作成する報告書や公表用の成果資料の作成に協力できること。
- 本事業で開催する成果報告セミナー等の広報や成果発信に係る活動に協力できること。
- 次の点に該当する宿泊事業者ではないこと。
  - 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条同条第６項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っているもの及びこれに類するもの
  - 過去５年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあっては代表者も含む。）
  - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
  - 東京都政策連携団体・国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
  - 同一テーマ・内容で、東京都政策連携団体・国・都道府県・区市町村等から補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。
  - 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
  - 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの
  - 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
  - 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
  - その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと東京都が判断するもの

（２）対象施設

募集の対象施設は、次に掲げる全ての要件を満たす施設であることとします。

- 東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項の営業を行っている民間の宿泊施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類する施設を除く。
- 省力化機器等の導入、活用に対する高い意欲や計画を有する東京都内の宿泊施設
- 応募にあたり、省力化機器等の導入に対し施設スタッフの理解を得ている施設
- 省力化機器等を活用し解決に取り組むことが効果的な課題を有する施設
- 省力化機器等の導入を通じて、他の都内宿泊施設のモデルケースとなる可能性のある取組を構想している施設
  - １事業者が、自社が管理・運営する複数の宿泊施設を対象に応募いただくことも可能です。

応募者は施設を管理する者としてください。複数の事業者が運営する施設の場合には、本事業の取組みを統括する者が応募してください。

４．事業の流れ

事業全体のスケジュールは以下の通りです。なお、予定のため前後する可能性があります。

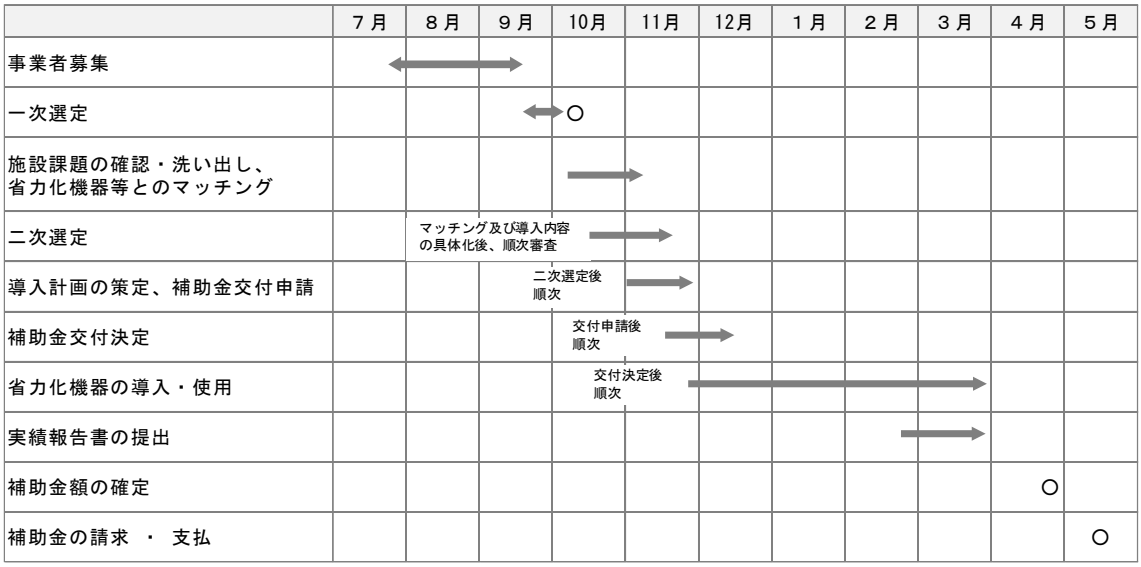

５．応募から選定までの流れ・スケジュール（予定）

都内の宿泊事業者の募集～選定までのスケジュールは以下の通りです。

１	事業者募集の開始	令和８年７月27日（月）
２	事業説明会の開催	令和８年８月７日（金）14:00－15:00
		令和８年８月21日（金）14:00－15:00
３	応募申請書の提出締切	令和８年９月18日（金）17:00まで（必着）
４	一次選定（応募資格・内容等）	令和８年９月中旬～10月上旬
５	施設課題の確認・洗い出し、 省力化機器等とのマッチング	令和８年10月上旬～
６	二次選定 （省力化機器等の導入内容等）	令和８年10月中旬～ （マッチング及び導入内容の具体化後、順次審査）

６．応募方法

（１）事業説明会

本募集に関する事業説明会（オンライン）を開催します。応募を検討されている場合は、必要に応じて参加をお願いします。説明会では、事業内容及び募集内容について説明、質疑応答を予定しています。

※事業説明会の説明内容（録画データ）は、説明会開催日以降、下記ウェブサイト（事業説明会の事前参加登録ページ）から閲覧いただけます。

【開催日】

１回目：令和８年８月７日(金)　14:00－15:00

２回目：令和８年８月21日(金)　14:00－15:00

【開催形式】

オンライン開催（ZOOM）、参加費無料

※事前に参加登録をされた方に、事業説明会のURLをお送りいたします。

【事前参加登録】

説明会に参加を希望される方は、下記のウェブサイトから参加登録をお願いします。

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/shukuhaku2026_briefing2

※上記サイトは東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が管理する外部ウェブサイトになります。

（２）個別相談

本事業への応募にあたり、応募申請書の作成等に関する個別相談を受け付けております。

個別相談を希望される場合には、次の宛先までメールでご連絡ください。

＜連絡先＞
東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局
（受託事業者：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）
メールアドレス：t_shoryokuka@murc.jp

（3）応募申請書

下記ウェブサイトに掲載している「応募申請書」に必要事項を記入の上、以下に記載したメールアドレス宛に提出してください。

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/shukuhaku2026_info

【提出書類】
応募申請書

【提出期限】
令和８年９月 18 日（金）17:00 まで（必着）

【提出方法】
- ✓ 応募申請書は次の提出先へメールで提出してください。
  メールで提出できない場合には、事前に運営事務局に連絡をした上で、郵送でお送りください。
- ✓ 提出いただく資料は PDF 形式で提出いただき、１ファイルあたりのファイルサイズは 10MB までとさせていただきます。
- ✓ 提出時のファイル名は「株式会社 XXX（申請者名）_応募申請書」としてください。
- ✓ 提出時のメールの件名は「【東京都省力化機器導入】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」としてください。

＜連絡先＞
東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局
（受託事業者：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）
メールアドレス：t_shoryokuka@murc.jp

７．審査方法

次の審査基準に基づき審査を実施します。なお、審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

- 外部委員が審査を行い、審査委員の合計得点が高い宿泊事業者を選定します。

評価基準の項目		審査の視点（例）
1	取組の妥当性	・ 省力化機器の導入目的、解決したい課題の設定は明確か ・ 解決したい課題は、省力化機器等の導入により解決可能か
2	取組の有効性	・ 解決したい課題に対し、導入を希望する省力化機器等は適切か ・ 省力化機器等の導入を通じて、高い省力化効果が期待できるか
3	取組の実施能力	・ 省力化機器等の導入検討に意欲的、主体的に取り組むことができる実施体制があるか。施設スタッフの理解があるか ・ 省力化機器等の導入に必要な設備投資予算の確保はできているか ・ 省力化機器等の導入後の活用に意欲的、主体的に取り組むことができる実施体制があるか。施設スタッフの理解があるか
4	政策的支援の必要性	・ 省力化機器等の導入の成果が、都内の他宿泊施設の参考事例となるか ・ 省力化機器等の導入が、新たな働き方、業務フローなどの先進的なモデルケースの創出につながるか

8．留意事項

- 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局から修正・再提出を指示します。
- 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
  (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
  (ウ) 応募内容に不備がある場合
  (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
  (オ) 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
  (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」及び東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社）の「個人情報保護方針」や「個人情報の取扱について」に従って適切に取り扱います。
  - ✧ 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　個人情報保護方針
    https://www.murc.jp/corporate/privacy/
  - ✧ 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　個人情報の取扱について

https://www.murc.jp/corporate/privacy02/

(イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。

(ウ) 個人情報は、東京都及び東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、東京都及び東京都宿泊事業者向け省力化推進事業運営事務局から第三者に提供することはありません。

(エ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情については、【９．問い合わせ先】まで連絡してください。

- 本事業へ応募するためのコンサルティング（応募書類の作成代行）等を運営事務局へ依頼することはできません。
- 本事業において審査、選定された補助対象事業について、東京都及び運営事務局は、当該事業の実現性、有効性、収益性その他の成果等に関して、一切の保証を行うものではありません。

９．問い合わせ

本募集に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

東京都宿泊事業者向け省力化推進事業 運営事務局
（運営受託者：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社）
電話：03 - 6228 - 1735 （ 10 時－17 時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く））
MAIL：t_shoryokuka@murc.jp